



KAWASAKI CITY

環境アセスメントに係るお知らせ

平成25年9月20日

川崎市環境影響評価に関する条例第56条に基づき中央新幹線（東京都・名古屋市間）に係る法対象条例環境影響評価準備書及び要約書の写しの縦覧を次のとおり行います。

法対象事業の基本的事項	法対象事業者	東海旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 山田 佳臣 名古屋市中村区名駅一丁目1番4号 JRセントラルタワーズ
	法対象事業者の名称	中央新幹線（東京都・名古屋市間）
	法対象事業の種類	鉄道又は軌道の新設
	法対象事業を実施する区域	起点：東京都港区 終点：愛知県名古屋市 川崎市内については、中原区、高津区、宮前区、麻生区
	法対象事業の目的	中央新幹線（東京都・名古屋市間）
	法対象事業の内容	超電導磁気浮上式による中央新幹線の整備
	法対象事業の施行期間	着手予定：平成26年度 完了予定：平成39年度
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成25年9月20日（金）から平成25年11月5日（火）まで 時間：川崎市：午前8時30分から午後5時まで 神奈川県川崎県民センター：午前8時30分から午後5時15分まで（水曜日は午後6時30分まで） 横浜市青葉区役所：午前8時45分から午後5時まで 横浜市役所：午前8時45分から午後5時15分まで 町田市：午前9時30分から午後4時30分まで 土曜日、日曜日及び祝日は除く。ただし、高津区役所、宮前区役所及び麻生区役所では、第2・第4土曜日の午前中も縦覧を行います。また、鶴川市民センターでは、土曜日、日曜日も縦覧を行います。 上記期間中、本市ホームページにて標記準備書及び要約書の内容を御覧になれます。 http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-1-2-0-0-0-0-0-0-0.html
	縦覧場所	川崎市：中原区役所、高津区役所、高津区役所橋出張所、宮前区役所、宮前区役所向丘出張所、麻生区役所及び本庁（環境局環境評価室）、神奈川県川崎県民センター、横浜市：青葉区役所（区政推進課）及び横浜市役所（環境創造局環境影響評価課）、町田市：鶴川市民センター及び町田市役所（総務部市政情報課、環境資源部環境保全課）
	意見書の提出	<ul style="list-style-type: none"> 縦覧の法対象条例準備書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、以下の期限までに意見書を提出することができます。 提出された意見書は個人情報伏せてその写しを法対象事業者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限：平成25年11月5日（火） （郵送の場合は、平成25年11月5日消印有効） 意見書の用紙：それぞれの縦覧場所に用意してあります。 なお、提出年月日、郵便番号、住所、氏名、電話番号、法対象事業の名称、図書名称及び意見が記入されていれば、意見書の用紙は問いません。
	問合せ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2156